

西東京市子供の医療費の助成に関する条例

平成13年 1 月 21 日

条例第108号

注 平成21年 6 月から沿革を付した。

改正	平成19年 3 月 30日 条例第22号	平成21年 6 月 24日 条例第24号
	平成23年 6 月 23日 条例第19号	平成24年 6 月 19日 条例第17号
	平成26年 3 月 31日 条例第 6 号	平成28年12月22日 条例第39号

(目的)

第 1 条 この条例は、乳幼児又は児童（以下これらの者を「子供」という。）を養育している者に対し、子供に係る医療費の一部を助成することにより、子供の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「乳幼児」とは6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「児童」とは15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、乳幼児以外のものをいう。

2 この条例において「子供を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子供を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第 1 号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子供は、当該父又は母のうちいずれか当該子供の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が、子供を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する子供を養育している者であって、その者が養育する子供の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子供を養育している者は、対象者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

注 平成29年4月1日から施行

第3条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

第4条 削除

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する子供について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。))を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。

2 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(入院時食事療養を受けた場合については、食事療養標準負担額を除く。)から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

3 前2項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部負担金相当額等の支払方法)

第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額（児童に係るものに限る。）及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

(届出義務)

第9条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、規則に定めるところにより毎年、届を市長に提出しなければならない。ただし、市長が対象者の申出により公簿等で当該現況を確認することができる場合は、この限りでない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第11条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第9条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わ

なかったとき。

- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前までに、田無市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年田無市条例第25号。以下「田無市条例」という。）又は保谷市乳幼児の医療の助成に関する条例（平成5年保谷市条例第14号。以下「保谷市条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 第4条の規定にかかわらず、乳幼児の医療費の助成の所得制限については、平成13年3月31日までの間、合併前の田無市の区域内に住所を有する乳幼児を養育する者については、田無市条例第4条の規定を、合併前の保谷市の区域内に住所を有する乳幼児を養育する者については、保谷市条例第4条の規定をそれぞれ適用する。

附 則（平成13年6月29日条例第190号）

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条第1項の規定は、平成13年10月1日以後に係る医療費の助成について適用し、同日前に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月1日条例第29号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成15年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第18号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条第3項の規定は、平成18年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年6月21日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第6条及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の第4条の規定は、平成19年10月1日前までの療養に係る医療費の助成について適用し、同日以後に行われる療養に係る医療費の助成については、この条例による改正後の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用するものとする。
- 3 新条例第9条の規定は、平成20年10月1日以後における療養に係る医療費の助成の現況の確認（以下「現況確認」という。）について適用し、同日前に行う現況確認については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年6月24日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の第3条第2項第3号の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用する。

附 則 (平成23年6月23日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(西東京市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の廃止)

- 2 西東京市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年西東京市条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに、廃止前の西東京市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（以下「旧就学児医療費助成条例」という。）及び改正前の西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の西東京市子供の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前までに行われた旧条例に規定する乳幼児及び

旧就学児医療費助成条例に規定する児童の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 市は、施行日前においても、新条例に規定する子供の医療費の助成の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

附 則 (平成24年6月19日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西東京市子供の医療費の助成に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年12月22日条例第39号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第6条、第8条関係)

区分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院（施術を含む。）に係る医療費（通院1回当たり）	200円（200円に満たない場合にあっては、その満たない額）